

大学の安全保障輸出管理：体制構築と運用について

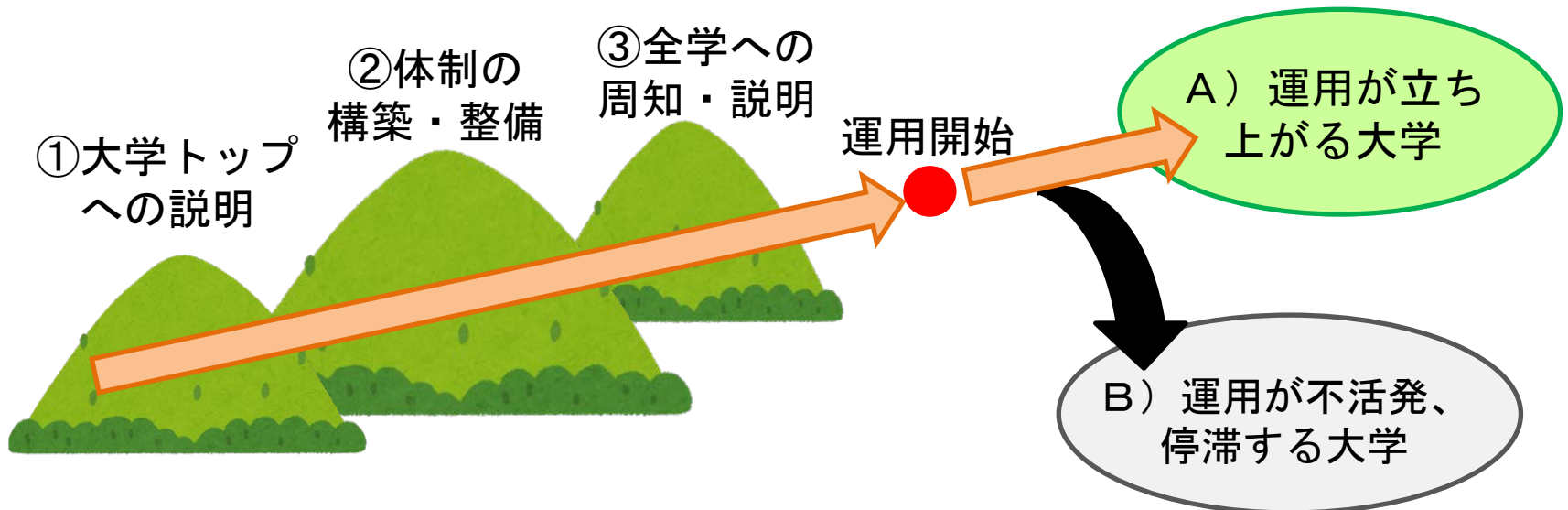
国立大学法人大阪大学
研究推進・産学連携部

特任教授
中田 修二

本稿の記述は著者個人の見解であり、著者が所属する組織の意見を反映するものではありません。

目次

1. これから輸出管理に取り組む大学
2. 大学の安全保障輸出管理の体制構築(下図の①~③)
3. 体制構築後の円滑な運用と持続性
 - 運用の開始後に輸出管理が、(A)立ち上がる大学と、(B)不活発、低迷する大学がある。
 - (A)の大学と(B)の大学の差異の検討。
4. 該非判定について
5. 留学生、外国人研究者



1. これから輸出管理に取り組む大学

これから輸出管理を模索する大学の課題

- 日本では、国立大学と一部の公私立大学での取組みが先行。〔参考資料1〕
- これから制度構築を模索する大学の多くは、安全保障輸出管理の負荷が軽い大学が多い。
- 軽負荷大学の輸出管理がなぜ進展しにくいのか？
 - ① (軽負荷の故に)輸出管理は関係しないという意識。
 - ② 輸出管理を担当できる部門・人材を確保／設定しづらい。
 - ③ 自校だけで、輸出管理を立ち上げるのは難しい場合が多い。

自己の大学で、どこまで、どのように輸出管理をすればよいかイメージしづらい。また、先行している重～中負荷大学の輸出管理制度の、どこをどのように取捨選択すればよいか分かりにくい。
- ④ 部署・担当者になったら、該非判定をしなければならないようだが、どこまでの知識、スキルが必要かが分からない。定期的な人事異動があり専門職的業務は難しい。

先行大学の輸出管理

- 先行大学は輸出管理の負荷が大～中で重装備の傾向。
- 軽負荷の大学では同様な取組みが適さない、困難な場合もありうる。

輸出管理への取り組み方のパラダイムシフト

〈これまでの取り組みパラダイム〉
大学で輸出管理に取り組む人の
悩みの解決には不十分

先行大学事例、各種の説明会、出版物、etc

情報提供 ↓ 情報収集 ↻

輸出管理に取り組む人

- ・既存の業務が多忙、優先。
- ・軽負荷大学向けの情報が少ない。
- ・自校向けにプラン化ができない。
- ・輸出管理を立ち上げて定常運用になった時の業務負担が見通せない。
- ・相談できる人がいない。
- ・自校だけ／少人数では限界がある。

これから輸出管理を始める大学

パラダイム・シフト

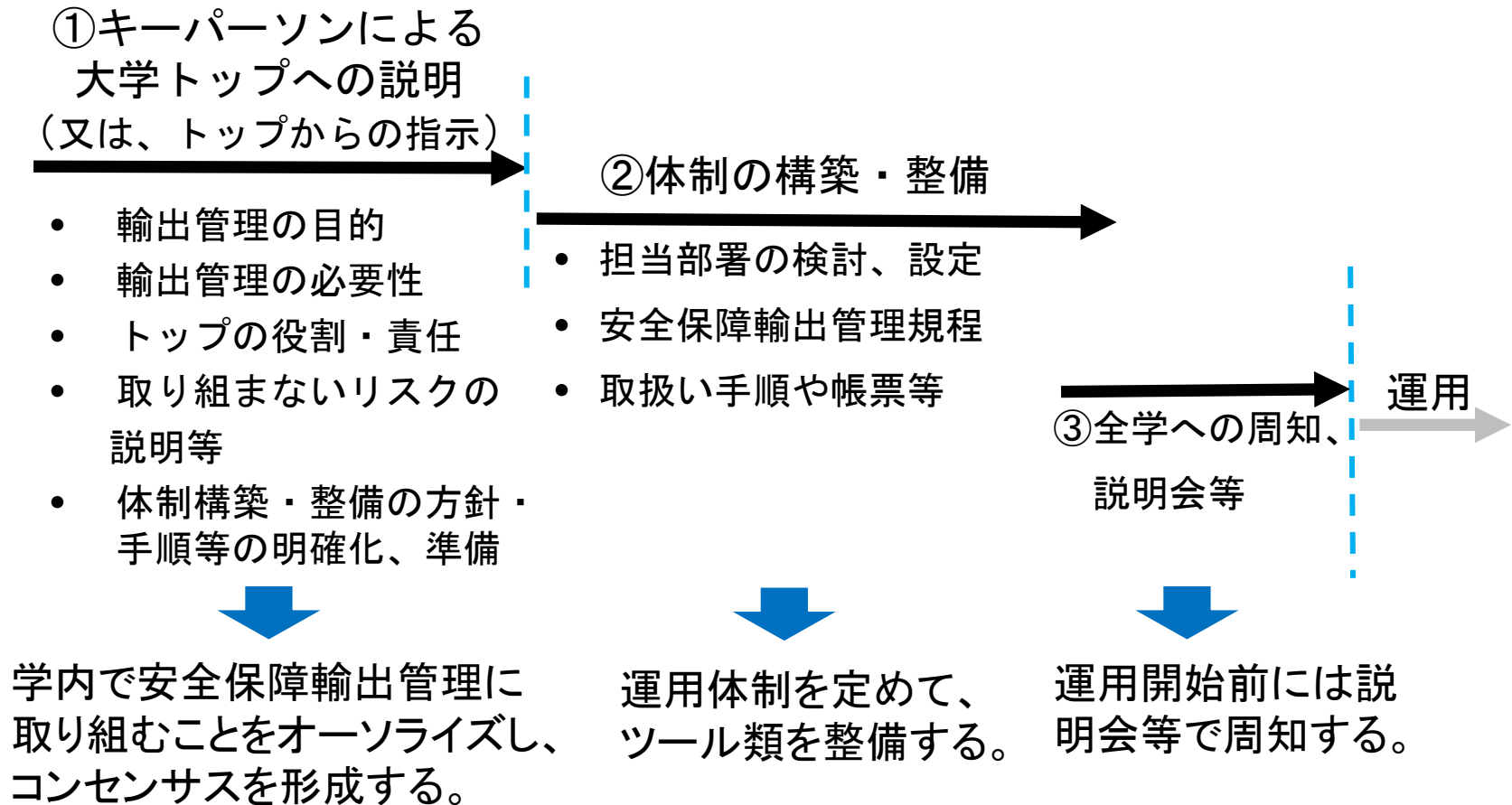
これから輸出管理に取り組む
大学向けの新たなパラダイム

- 軽負荷大学向けの輸出管理
 - 先行大学の良いところ、自校に適した部分は参考にする。同時に、先行大学の輸出管理が重装備の場合は、その鵜呑みには注意する。
- 地域大学ネットワークとの連携
 - 他大学との交流・連携や、地域大学ネットワーク等による相互協力・支援等が望まれる。地域大学ネットワークがあれば参加を検討する。
 - 地域大学ネットワークでは、軽負荷大学向けの輸出管理についても情報交流、共同検討している。

2. 大学の安全保障輸出管理の体制構築

以下では、体制構築の手順、ポイント、必要となる
主な情報・コンテンツを記します。

大学の輸出管理体制構築の主な手順・作業項目



キーパーソンとは

大学の事務組織の実相、トップとのコミュニケーションの実態や作法等は大学により差異があり得るため、本資料では「キーパーソン」は誰(であるべき)か、複数の人によるチームか、職位はどうか……などについて限定化することを控えますが、いずれにしても大学のトップへ話ができること(トップへのアクセス)、新規企画提案等のオーソライズ手続きを推進できる立場は必要(……事務組織であれば部課長レベルか)。

大学で「輸出管理が必要です」ということを「発言し、トップに説明し、推進する人(複数人のチームであれば、より効果的な場合が多い)」です。

2.1 トップへの説明

キーパーソンが、大学トップへアプローチし動かす。

- 目標

- 大学として安全保障輸出管理に取り組むことをオーソライズし、コンセンサスを形成する。



- キーパーソンが、大学のトップを巻き込んで、大学組織としての取り組みをスタートさせる

- トップへ説明し理解を得て、トップのリーダーシップ(旗振り)を誘引することが重要
- 理事、部局責任者等への説明
 - トップの主導により、理事全体、部局責任者等へ説明し、取組みスタートのコンセンサスを形成する。
 - 既存の会議制度に則る方法もある。

トップ、学内を
動機付けするた
めの説明事項

1)目的 2)必要性 3)トップの役割・責任 4)取り組まない
リスク 5)体制構築・整備の方針・手順 など

説明の際の素材となるコンテンツを、2.1.1 から2.1.5 で記している
ので、参考にして利用してください。

2.1.1 輸出管理の目的

目的の明確化と学内周知・訴求を行う

- 我が国又は国際社会の平和及び安全の維持
 - 先進国の高度な貨物や技術が、大量破壊兵器の開発等を行っている国やテロリスト等に渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化を招くことになる。その脅威を未然に防止するために、多数の国が参加した国際的な枠組みを構築して、輸出管理に取り組んでいる。
- 大学での自由な教育・研究環境を実現、維持するための前提
 - 輸出管理は、研究活動を阻害、制限することを意図したものではなく、グローバルな研究活動に支障をきたさないよう支援するためのもの
 - 安心して教育、研究に取り組める環境整備、教員支援の実現（教員のコンプライアンス違反・抵触等のリスク低減の支援）
- 国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与。

2.1.2 輸出管理の必要性

[参考資料2]

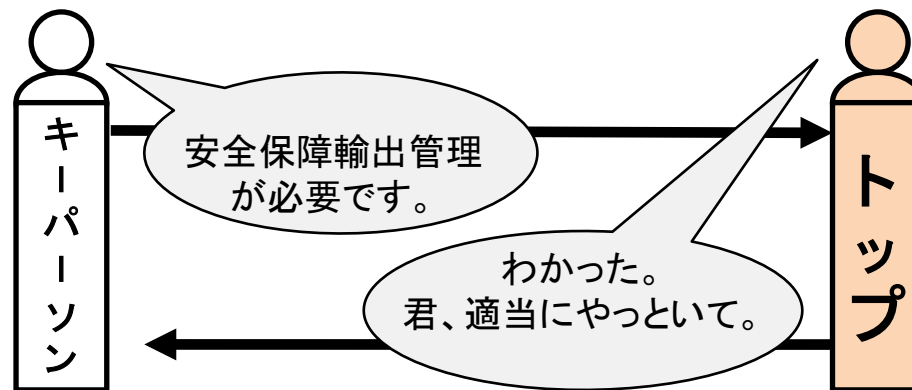
- 経済産業省、文部科学省から、
 - － 長年に亘り繰り返し、輸出管理を実行するよう要請が発出されている。
 - － 大学向けの説明会も多数回、開催されている。
 - － 文部科学省では、高等教育局高等教育企画課国際企画室が大学の輸出管理の取扱いを行い、大学の実態調査等も行っている。
- 輸出者等遵守基準（外為法第55条の10）
 - － 輸出者（大学）が違反を起こさないために遵守すべき基準が2010年4月に施行された。
 - － 大学がこの基準を遵守（輸出管理体制を整備・運用し、輸出管理を実施）することは法定義務。
 - 基準に違反すると経済産業大臣が、指導・助言、勧告、命令。命令違反の場合は罰則がある。
- 輸出管理は、法令遵守義務だけのものではなく、1) 安心して国際的な教育・研究活動を行う、2) 大学の社会的信用・信頼のために必須であることへの理解が重要。
 - － 自校に適した輸出管理を、負担が少なくなるよう工夫して実現すると、安全・安心が得られる。

2.1.3 トップの役割・責任

大学のトップの理解、リーダーシップは輸出管理の前提条件

- トップに輸出管理の役割、責任があることを説明し、理解いただく。
 - 輸出者等遵守基準に基づき、大学における輸出管理の統括責任者はトップ（例：研究担当理事、国際担当理事など）。
 - 最高責任者は総長／学長。
 - 輸出管理の制度構築、学内啓発のヘッドにはトップが必要。
 - トップのもとで、輸出管理の体制構築組織（委員会、作業グループ等）を編成し活動すると円滑に進展しやすい。

キーパーソン任せになる説明は失敗！
トップに責任と役割があることを説明し、理解いただく。

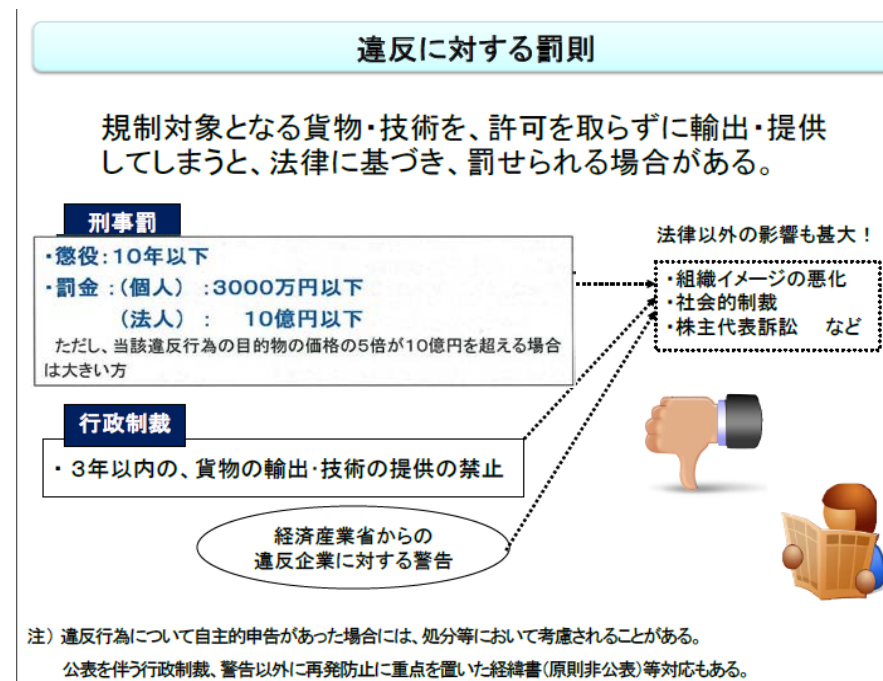


2.1.4 取り組まないリスク

- 種々のリスクの可能性
 - 無許可の輸出や技術提供を行い、外為法違反を犯すリスク。
 - 輸出管理体制を整備・実行せず輸出者等遵守基準の違反となるリスク。
 - 罰則や行政処分により、外国への輸出(装置や試料等)や技術提供(研究成果)の禁止処分を受けた場合は、国際共同研究や学術交流に支障が生じるリスク。
 - 違反等により社会的評価(Reputation)が毀損されるリスク。
- 実際の違反事例やトラブル事例の紹介は分かり易い。^[参考資料3]

平成29年3月3日閣議決定、5月24日公布の外為法の一部の改正により、10月1日に施行(予定)。

行政制裁としては、「輸出入を禁止された個人が、別法人で禁止された輸出入を行うことを禁止」を含む。



経済産業省資料からの引用

2.1.5 体制構築・整備の方針・手順

- トップ及び理事・部局責任者等へ、2.2で述べる「体制の構築・整備」の方針・手順の概要を説明し、理解・支持を得る。
- 特に、「体制の構築・整備」において、検討作業グループに参加し、輸出管理業務を分担する見込みの部署へ相談し、理解を得る。

2.2 体制の構築・整備

- 2.1により、輸出管理に取り組むことについてトップ、学内関係部局の動機付け、コンセンサスが得られたら、次に体制構築・整備を行う。
- 大学、教職員への輸出管理の周知、啓発、リテラシーの向上に重点を置く。(中～軽負荷大学では重要)
 - 教員への信頼、教員の判断に委ねる事項と、輸出管理担当によるチェック手続きのバランス、仕分けを設計
 - 大掛かりな輸出管理体制はとれない場合は、教員に委ねる部分について、教員のリテラシー向上が重要。

体制の構築・整備を進める際の主な検討項目、考慮事項を、2.2.1 から2.2.3 で記しているのので、参考にしてください。

2.2.1 担当部署の検討、設定

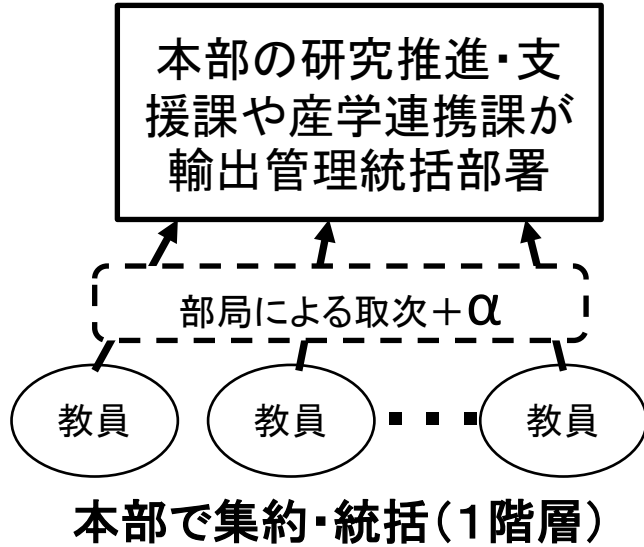
- 輸出管理体制の担当部署の構成を、以下の2つの軸で検討する。
- 複数の部署が輸出管理機能を分担する場合は、それらの部署は体制構築・整備の検討グループに参加する。

- 第一軸（輸出管理業務を機能分散するか、集中処理するか）
 - 大学の輸出管理は多岐の業務(貨物の輸出、留学生受入、国際共同研究など)で発生する。
 - 大学の規模や輸出管理案件の多寡を考慮し、複数の部署で輸出管理業務を機能分担するか、一箇所で機能集中して処理するかを検討する。

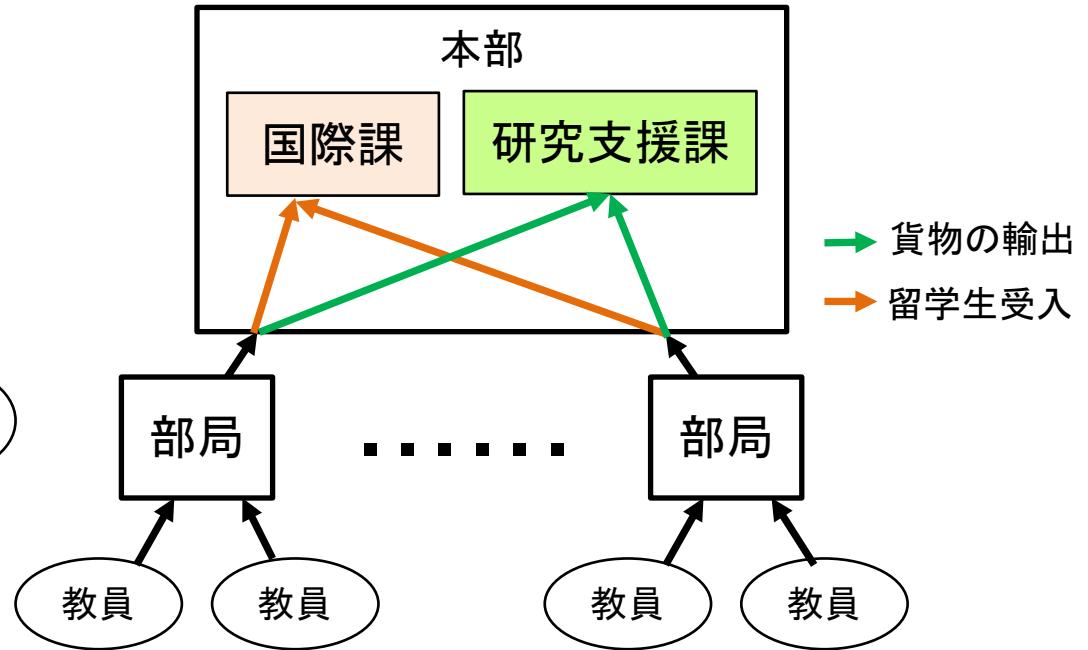
- 第二軸（組織構造：本部と部局との関係）
 - 輸出管理業務を本部に集約し、教員と本部で直接処理(本部 \leftrightarrow 教員)するか、部局にも輸出管理部署(又は担当者等)を設けて、本部 \leftrightarrow 部局 \leftrightarrow 教員という階層構造とするかを検討する。

2.2.1.a 輸出管理体制の事例

中～軽負荷大学の事例。



負荷の大きい大学の事例



- ・本部では国際課と研究支援課で機能分担
- ・本部と部局の2階層

注) 本部(輸出管理部署)の上位には、通常、トップや上位の委員会等がある。

2.2.1.b 輸出管理業務の業務範囲

- 大学の輸出管理は多岐に及ぶ。
- 体制の構築後、輸出管理の定常業務として実施する範囲を検討する。
- 段階的に順次に実現することも検討課題。

大学・研究機関でよく見られる外国への技術提供や輸出の機会の例	
主な機会	主な具体例
留学生・外国の研究者への研究指導や研究交流	実験装置の貸与、試作 技術情報を電子メールやUSBメモリ、電話、FAXで提供 授業、会議、打合せ 研究指導、技術指導
外国の大学や企業との共同研究	実験装置の貸与 技術情報を電子メールやUSBメモリ、電話、FAXで提供 会議、打合せ
学術研究を目的とした研究試料などの送付・持ち出し	サンプル品の送付・持ち出し 自作の研究資機材を携行
外国からの施設見学	研究施設の見学、研究内容の説明 工程説明、説明資料配付、実験機器の説明
外国の研究者などが参加する非公開の講演会・展示会	技術情報の口頭発表 技術情報のパネル展示

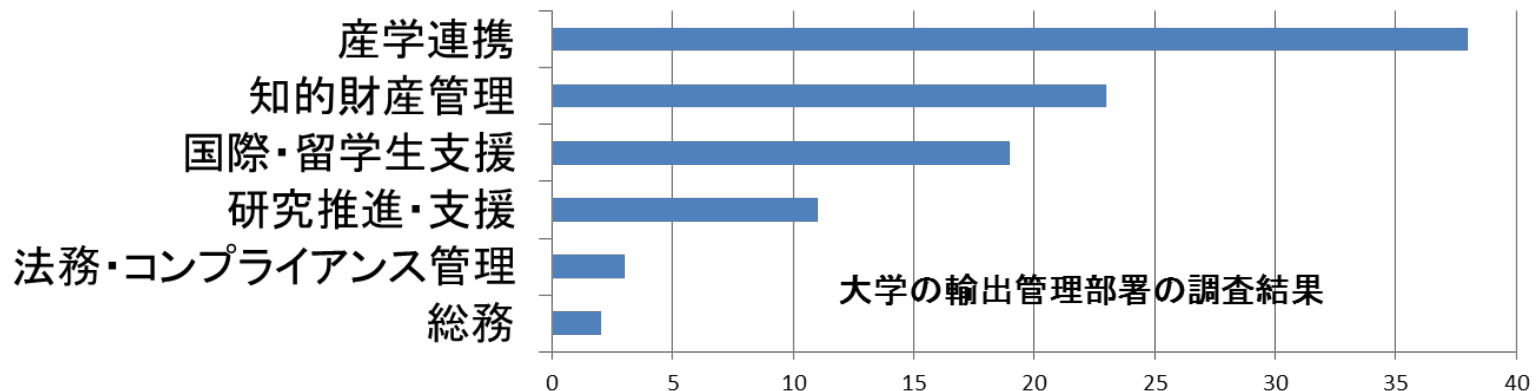
留学生や外国人研究者の受入れでは、相手先に受入れ可の連絡の前に相談、事前確認することが重要。

経済産業省リーフレット「先生!!ちょっと待ってください!」からの引用

2.2.1.c 第一軸 輸出管理業務の機能分担

- 大学の輸出管理の業務は多岐に渡るので、複数の部署の連携、協力が重要。
- 各大学には各々の特質があるので、各大学に適した体制、制度を設計、調整することが望ましい。
 - 大規模大学、輸出管理の負荷の大きい大学では、関係する部署が相互協力し、輸出管理機能の分担について検討することが重要。
 - 輸出管理の負荷が小さい大学では、担当部署を一箇所に集中することも選択肢。

関連部署	関連業務
産学連携・知財	海外との共同研究開発
国際交流	学術交流、外国人研究者
留学生・教務・入試	留学生・研究生等
研究推進・支援	科研費等での研究管理、研究者支援
法務・コンプライアンス	コンプライアンス管理
人事	外国人研究者の雇用



(出典) 国際・大学知財本部コンソーシアム(UCIP)調べ (2012年)

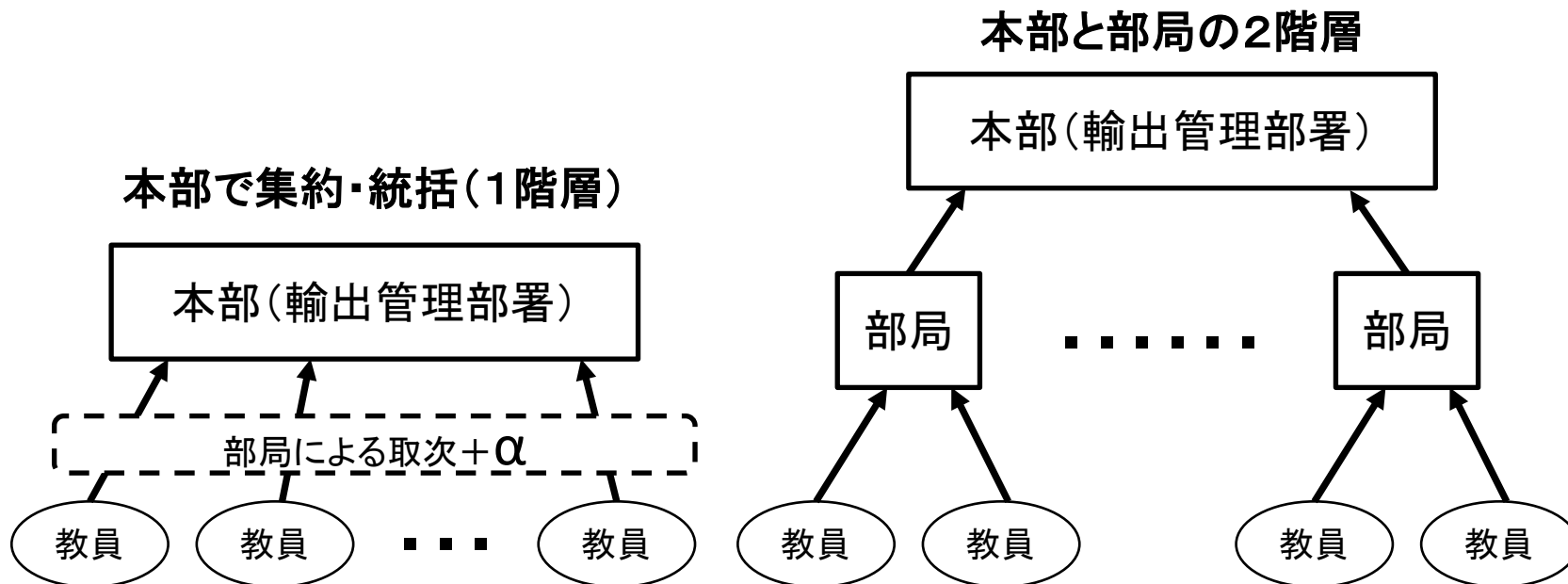
2.2.1.d 第二軸 組織構造：本部と部局との関係

● 全体の組織構造

- ① 本部で集約・統括(1階層) $\left\{ \begin{array}{l} \text{A) 教員} \cdots > \text{本部 (部局事務が疎遠になりがち)} \\ \text{B) 教員} \cdots (\text{部局取次} + \alpha) \cdots > \text{本部} \end{array} \right.$

中～軽負荷大学では、全体の組織構造は①、担当部署は多くに分散しない場合が多い。

- ② 本部と部局の2階層 輸出管理の負荷の大きい大学に多い。



注) 本部(輸出管理部署)の上位には、通常、トップや上位の委員会等がある。

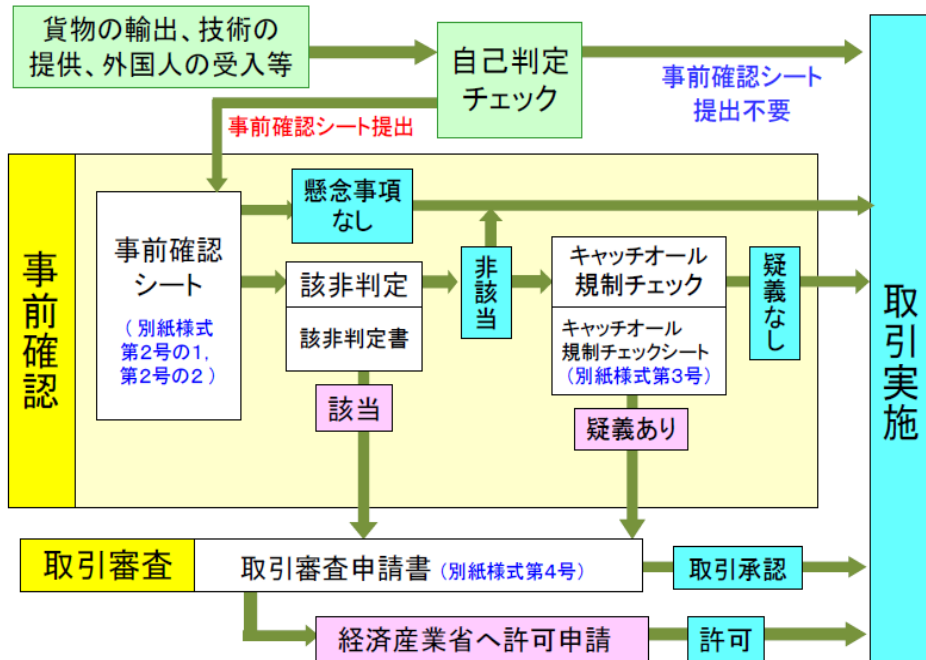
2.2.2 安全保障輸出管理規程

- 輸出管理を実施している大学の多くが規程を公開している。
 - 自校に近い規模、輸出管理の負荷、体制の大学の規程が公開されていると参考になる。
 - 規程には、たとえば以下のような条項を用意する。体制、監査は大学の負荷の程度により、実施内容等の幅がある。
 - 目的、定義、適用範囲、方針
 - 体制(最高責任者、統括責任者、責任者等)、輸出管理事務担当部署
 - 委員会
 - 事前確認・該非判定・取引審査、取引許可
 - 文書管理、報告等、教育・啓発、監査、懲戒
- 等

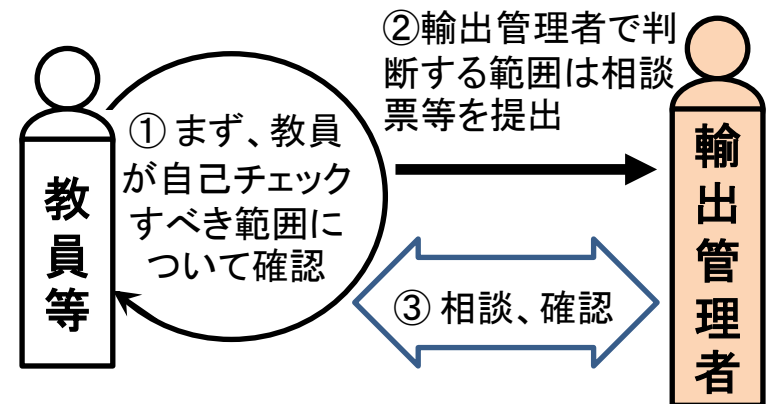
2.2.3.a 取扱い手順

- 教員等が自己判断するものと、
教員等が起票・・・>受付窓口・・・>事務担当／審査部署で処理するものを
を区別し、処理の流れを検討。
- 複数の関連部門の連携が必要な場合の検討。

例：大阪大学の学内手続きの流れ図



例：より軽量の取扱いモデル



2.2.3.b 帳票等

- 該非判定をいきなり行わず、より簡単に事前の確認を行う帳票(事前確認シート)でまず判定する手順を採用する大学は多い。
- 貨物の輸出、技術の提供、留学生・外国人研究者等の受入れによって、事前確認シートの種類をいくつか用意する大学も多い。
- 軽負荷の大学では、相談票等でまず対応する等の方法も考えられる。

例：大阪大学の事前確認シート
(技術の提供・貨物の輸出入)

表紙

表面

裏紙

裏面

相談票(技術の提供・貨物の輸出) のイメージ例

作成日: 年 月 日

相談者 所属、氏名、連絡方法等	相手先情報 氏名・組織名、国名等 取引予定日(期間)
取引区分 <input type="checkbox"/> 技術の提供 <input type="checkbox"/> 国際会議等 (<input type="checkbox"/> 誰でも参加可 <input type="checkbox"/> 特定者限定) <input type="checkbox"/> 共同研究先への技術提供 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 貨物の輸出 A) <input type="checkbox"/> 購入品 <input type="checkbox"/> 自作品 (改造等を含む) B) <input type="checkbox"/> 装置・機器 <input type="checkbox"/> 試料 <input type="checkbox"/> BIOリソース <input type="checkbox"/> 材料 <input type="checkbox"/> 試薬 <input type="checkbox"/> その他	
取引の概要(目的、内容、用途等)	

留学生・外国人研究者の受入れの相談票も必要となろう。

相談票の裏面に輸出管理担当の処理欄を設けるのも一つの方法。

全学説明会

<心理面>

- 輸出管理について教員の関心は、最初は薄い。
- リスクが顕在化していない時は身近に感じにくい。
- 輸出管理はちょっと気をつければリスク回避ができ、安心できることを説明する。

<開催方法>

- トップに挨拶、基調スピーチ等をお願いする。
- 輸出管理について、不明な点や困ったときは相談の意識を醸成する。
- 分かりやすいパンフレット、帳票等の記入方法・記入例の提供。
- 説明会等では外部の経験者や専門家による講演等も有効。
- キャンパスが分散している大学ではキャンパス毎の説明会等。
- 一般に、教員の参加が少ないのが難点。

教授会等

- 部局の教授会等に合わせて、説明の機会を設ける。部局ごとに実施する。
- 多くの教員が参加している機会での説明できる。

3. 体制構築後の円滑な運用と持続性

事務職員等が輸出管理担当者になった場合、
輸出管理業務を円滑に行うためには何が必要か？

何が輸出管理のボトルネックか？

地域の大学が相互に輸出管理に関する経験、課題について情報、意見を交換する場として、地域大学ネットワークの活動があります。〔参考資料4〕

地域大学ネットワークで、これから輸出管理に取り組む／取り組み中の約30校の大学に、「何が輸出管理の立上げ、運用のボトルネックか？」を聞きました。過半数の大学が、以下の点が大きな課題であると指摘し、その中でも該非判定が困難な課題でした。

1) 関連部門の協力、分担化

2) 大学の多様な教育・研究活動への対応方法

- 低負荷大学では、輸出管理のリスクは低いと思われるが、低さに応じた輸出管理の簡素化の実践方法がわからない。

3) 外為法、大学の輸出管理に係わる知識不足

- どのように知識、ノウハウ等を習得したらよいか分からない。
- どこまで習得すればよいか曖昧、不明。
- 該非判定の方法が分からない。／貨物の該非判定の方法は分かるが、技術については分からない（分かりにくい）
- 留学生や外国人研究者への対応方法、国際共同研究の対応方法などがわからない。

F大学の運用事例

F大学の輸出管理

- 中規模大学のF大学で事務部門のJ氏は研究支援業務を担当し、輸出管理も担当している。
- 輸出管理の事案は国際共同研究の締結や、教員からの相談(出張関連や頻度は低い)が貨物の輸出など)により発生するケースが多い。
(貨物の輸出は少なく、大学院への留学生も多くはない。)
- 輸出管理の事案が発生すると、J氏は教員を訪問・相談して、該非判定・取引審査を教員と共同で行っている。
- 現在は輸出管理の件数が多いわけではないので何とか対応している。更に増加した場合は産学連携部門や留学生関連部門で組織的な対応を図る計画である。

F大学のJ氏の該非判定・取引審査の実施方法

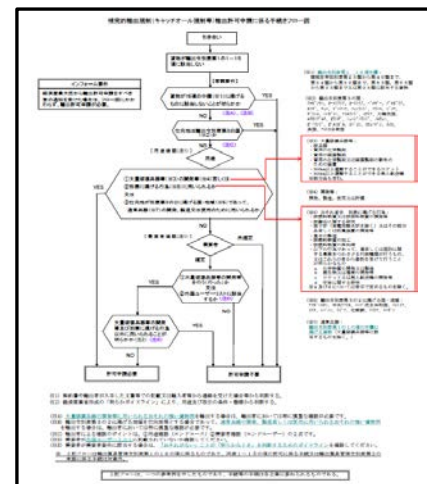
- 教員を訪問し、該非判定・取引審査の実施方法の入り口を案内し、共同で検討することにより該非判定・取引審査を実施している。
 - － 輸出する貨物や提供技術については、教員の専門知識を活用するよう努めている。
 - － J氏の経験では、教員が該非判定・取引審査を行い、結果を事務に提出するように定めても多くの場合、困難となる。教員も輸出管理の専門家でなく、輸出管理の習得は期待し難い。

F大学のJ氏の実施方法

- 1) 教員を訪問する際に、貨物・技術の合体マトリクス表(第1項～第15項)をA3縦長に印刷した資料を持参する(項番が絞れる場合は必要部分のみで3へ)。
- 2) 提供する技術・輸出する貨物が1項から15項の品目に該当するか順番に共同で見っていく。
- 3) 品目が該当する項番については、教員に貨物等省令の仕様に該当するか意見・判断を求める。
- 4) 該当した場合は、項目対比表のチェックと記入を教員と共同で行う。

- 1) キャッチオール取引審査は経済産業省のホームページの「手続きフロー図」に従って行う。
- 2) 「手続きフロー図」を教員と共に、トレースする。

手続きフロー図



<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/frouzu.pdf>

P大学の運用事例

P大学の輸出管理

- 大規模大学のP大学は、数年前に輸出管理規程を制定し体制を構築済みである。
- 輸出管理のスタート時点では、学内説明会を行い事前確認シート等の提出を呼びかけた。
- しかし、数年間で提出された事前確認シートは数件に止まっている。運用が立ち上がってない状況が継続している。
- P大学では、輸出者は教員であり、該非判定・取引審査は教員が自らの責任で実施すべきものとしている。
- 事務の輸出管理担当は、教員が該非判定・取引審査し必要な帳票を作成、提出すれば、教員から提出された帳票を確認することとしている。事務の輸出管理担当は、教員が行う該非判定・取引審査に立ち入る(支援等も含めて)ことはない。

運用が行われる大学、停滞する大学の分岐点

運用開始

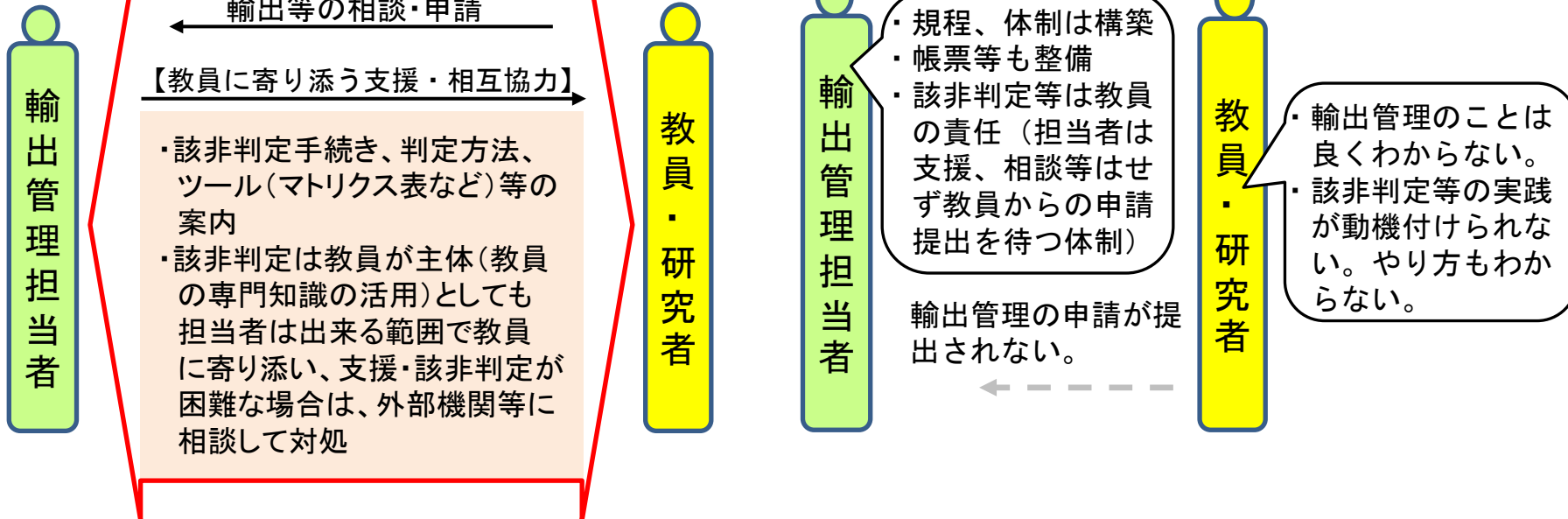
- 多くの大学で、該非判定は教員や教員が属する部局の役割(輸出管理担当者の責任ではない)としていることは共通している。
- 輸出管理担当者と教員の連携・協力や外部機関と相談できることが、円滑な運用に影響する重要な分岐点の1つと推定される。

円滑な運用が行われる大学

- 担当者が教員に寄り添い、相互協力する大学

運用が不活発、停滞する大学

- 該非判定は教員の責任として線引きし、担当者からの教員への支援や相互協力が乏しい大学



運用が行われる大学、停滞する大学の分岐点(まとめ)

輸出管理のボトルネック

- 1) 関連部門の協力、分担化の課題
- 2) 大学の多様な教育・研究活動への対応方法の課題
- 3) 外為法、大学の輸出管理に係わる知識不足
・特に、該非判定は大きな課題

輸出管理の専門家のいない大学では、事務の輸出管理担当者と教員の連携・協力(担当者の教員への寄り添い)や外部機関と相談できることが重要。

運用が行われる大学、停滞する大学の区分(例)

運用方法 運用の成否	該非判定・取引審査等	外部機関等の利用
輸出管理の専門家が不在でも運用が概ね順調に行われる大学	輸出管理担当者が教員にできる範囲で寄り添い、教員と相互協力して取り組む。	該非判定が困難な場合は、外部機関等への相談等で対処。
運用が不活発、停滞する傾向が見られる場合がある大学	規程、体制、帳票等はあるが、該非判定・取引審査等を教員の責任として線引きし、輸出管理担当者等の支援がない／不十分な場合。	外部機関等の支援を得る体制がない場合が多い。

輸出管理担当者による円滑な運用と持続性

(輸出管理業務を円滑に行うためには何が必要か?)

事務担当者が輸出管理担当となったら、

– 教員に寄り添う姿勢が最重要。

- 出来る範囲で相談に応じて、輸出管理に共同で取り組む姿勢。
- 教員から担当者として親しまれ、信頼(頼りに)される存在。

– 教員の専門知識を上手に利用する。

– 他大学や地域大学ネットワーク、その他の外部機関とうまく連携する。

外為法の専門家でなくとも、コミュニケーション能力を活用して課題に対応できる。

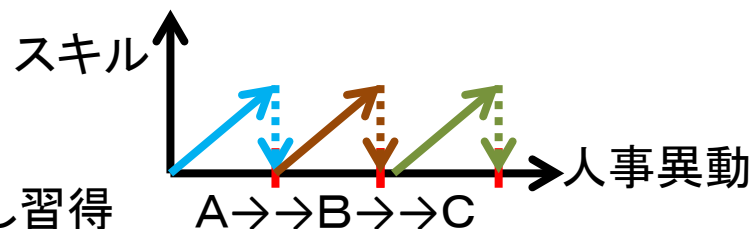
輸出管理について一定の知識は必要だが、事務担当として外為法の専門家になる必要はない。

4. 該非判定について

輸出管理や外為法の専門家でない事務職員等が
輸出管理担当者になった場合、
該非判定にどう向き合えば良いのだろうか？

輸出管理担当者

- 事務職員が輸出管理担当者となる場合は多く、兼務の場合が多い。
- 輸出管理の知識・ノウハウの習得がなかなかできない。
 - 法律、政令、省令、通達の理解・・・時間が確保できない場合が多い。
 - 一定の書籍・資料の入手、研修会(CISTEC等)への参加等は望まれる。
 - 多様な規制分野(原子力、化学、バイオ、先端材料、電子、・・・)については、教員の専門知識の活用、連携
- 人事異動対策
 - 新任担当者によるスキルの“急落下”
 - CISTEC等の研修・説明会等に参加し習得
 - 業務手順、ノウハウの文書化・蓄積・継承、システム化などの工夫
- 中規模大学では輸出管理の対象となる貨物の輸出・技術提供の件数が比較的少ない。大学としても該非判定等の経験不足になる。



- 輸出管理担当者が該非判定するのではなく、外為法の専門家になるのでもないが、大学として該非判定ができる仕掛けは必要。
- 輸出管理の運用できている(中小規模の)大学の事例等は参考になる。

専門家でない輸出管理担当者による該非判定への向き合い方の例

- 教員へ該非判定の方法の案内、周知を行う。
 - － 購入した機材等の該非判定書をメーカーや販社から入手することの周知
 - － 該非判定を行う方法を説明した教員向け資料の提供
 - － 該非判定書の様式や記入例の提供

地域大学ネットワークでは、参考資料の提供や、該非判定の演習なども行っている。

- 教員も、外為法の専門家でなく、該非判定に習熟していることも少ない。該非判定の方法の案内、説明を受けても、容易にできない場合もある。担当者として、教員にどう寄り添い、アプローチすればよいだろうか？

- 担当者が(教員と共同で)輸出する貨物や提供する技術の輸出令別表第一、外為令別表の項番(又は「対象外」であること)がわかるレベルの場合:教員に貨物等省令の該非の判断を依頼、又は共同で検討。

- 輸出管理担当者の不安の1つは、該非判定できない場合/誤っていた場合にどうしよう?・・・ということかと思われる。

- 担当者が教員と該非判定を試みた結果、判断できない場合や判断結果を外部機関で確認したい場合は、輸出する貨物や提供する技術の内容、仕様の情報を収集し、外部機関に相談。

外部機関としては、CISTECや地域大学ネットワークが考えられる。

大阪大学の例

貨物の該非判定

- 購入品の場合、メーカーの該非判定書の入手を学内で推奨している。
 - 入手のための日数の余裕が必要。
 - 入手した該非判定書に誤りや不都合がないかチェックしている(鵜呑みにしていない)。
- 経済産業省のマトリクス表を利用した該非判定方法を学内で説明している。
 - 教員が自作品(薬品、試薬、BIOリソース、装置等)の該非判定ができるよう啓発している。
 - 該非判定書の雛形様式フォームや記入例を学内で配布し、使用可能としている。

技術の該非判定

- 厳密な技術のリスト規制の該非判定は輸出管理担当部署で行っている。
- 特例の適用条件(公知:不特定多数者の参加、基礎科学分野の研究活動)には注意している。

以降のスライドは、教員へ該非判定方法を案内するコンテンツの例です。

購入した貨物の該非判定書をメーカー等から取得することを周知する

購入した貨物（実験装置・機器、研究材料・試薬等）

- ・原則、メーカー／販社から該非判定書（非該当証明書）を入手する。入手は教員／部局で行うとしている場合が多い。

（明らかに「対象外」の場合は入手の省略も可とする運用はあり得る。）

- ・メーカーから入手した該非判定書が最新の法令改正に適合しているか、記載内容や参照する条項号に誤りがないかなど確認する（鵜呑みは禁物）。
- ・試薬は成分組成が開示されない場合が多く、メーカーの該非判定書の取得が望まれる。
- ・米国製品の場合は米国再輸出規制について確認するため、ECCN (Export Control Classification Number) をメーカーや販社に問い合わせる。
- ・メーカー等から該非判定書が入手できない場合は、仕様がわかれば該非判定書を作成する。輸出者（教員等）が該非判定するが、輸出管理担当者が支援する場合が多い。

- メーカー等の該非判定書は参考資料。
該非判定の責任は輸出者（大学）にある。

メーカーの該非判定書

メーカー発行の該非判定書の一例




- 該非判定書をメーカーや販社から入手するには1~2週間程度(場合によりそれ以上)必要なこともあるので早めに入手の手配を行う。
- メーカーや販社が発行する該非判定書には決まった様式はないので、発行者ごとに形式、記述内容等は異なる。

お客様各位

該非判定書

拝啓
平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。
さて、この度お問い合わせのありました下記製品につきまして、
輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表に係わる判定結果は以下のとおりです。
(平成27年10月1日施行政省令等改正対応)

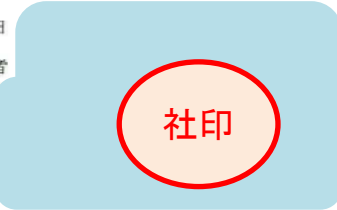
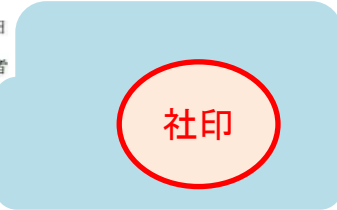
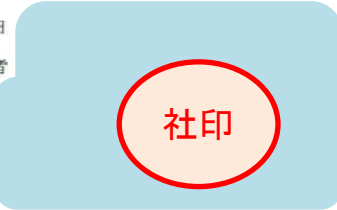
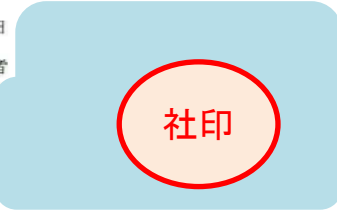
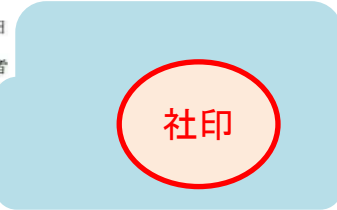
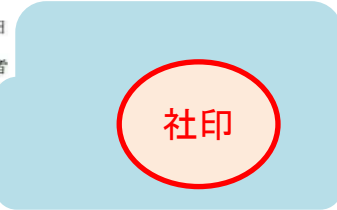
敬具

貨物名 : 
メーカー名 : 
型及び銘柄 : 

輸出令別表第1の8の項	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 ・動作温度範囲:10℃~35℃ ・加重最高性能:0.000270 実効ゲラ演算 (CPU:Pentium III 450 MHz)
外為令別表の8の項(2)	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
外為令別表の9の項(1)	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 ・省令第21条第1項 規制除外(市販暗号プログラム)が適用できるため

【注意事項】

- 弊社製品は日本国内での使用を前提として販売しておりますので、輸出手続や国外での使用についてはサポート致しかねますのであらかじめご了承ください。
- 本製品は輸出令別表第1および外為令別表の16項(キャッチオール規制)に該当いたします。客観要件等キャッチオール規制で定められている要件について確認が必要です。
- 弊社よりご提供の情報は予告なく変更されることがあります。

作成年月日 
作成責任者 
住所 : 
会社名 : 
部署名 : 
氏名 : 

社印

該非判定書を作成する場合

研究室で自作・合成した貨物(実験装置・機器、研究材料・試薬等)

・原則、教員／部局で該非判定する。輸出管理担当者は支援する。

部品を購入して組み立てた貨物(実験装置・機器等)

・原則、部品の該非判定書はメーカーから入手し、組み立てた貨物については、教員／部局で該非判定する。輸出管理担当者は支援する。

該非判定書の様式や記入例を教員へ提供する(以下は大阪大学の例)。

貨物の該非判定の手順

詳細な手順については、「貨物の該非判定マニュアル」を参照してください。

1. 該非判定対象貨物の抽出

(1) 当該貨物。
 (2) 当該貨物の部分をなしている貨物(構成部品・部分品)。
 (3) 購入品(貨物)の場合には、メーカーに該非判定を依頼することができる。

注意
 複数の構成部品・部分品からなる貨物(装置)の場合には、主要な構成内容を確認する

2. 輸出令別表第1の対象項番の選定

(1) 当該貨物。
 (2) 当該貨物の部分をなしている貨物(構成部品・部分品)。
 (3) 対象項番がなく対象外又は明らかに非該当である場合には、該非判定は不要であるが、その旨を事前確認シートの自己判定チェック欄に記載する。

参考資料
 輸出令別表第1・外為令別表用語索引

注意
 1. 一つの貨物に対して一つの項番とは限らない。貨物の機能毎に項番を選定。
 2. 1 規制項目が箇所にのみ記載されているとは限らない。
 3. 複数項番を選定した場合、他の項に「□□項中欄に掲げるものを除く」と記載されている場合には、□□項を優先して判定する。

3. 輸出令別表第1及び貨物等省令による対象貨物の該非判定

輸出令別表第1及び貨物等省令の規制内容と対象貨物の機能・性能等を逐一照合して規制に該当するか否かの判定を行う。該非判定書の作成には類型を活用ください*。

参考資料
 ・経産省HP掲載の「輸出令別表第1/貨物等省令マトリクス」は便利である
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html
 ・項目別対比表
 ・パラメーターシート
 ・関連法令集

該非判定の経、疑問点などありましたら遠慮なく研究推進課へ相談ください

* 研究推進課では、3種類の該非判定書の類型(含記入例)を本ファイルの別シートに用意しています。
 ・対象貨物が複数の構成部品・部分品で構成されている場合(メーカー単数)
 貨物の該非判定書類型 A
 ・対象貨物が複数のメーカーから購入した機器・部分品で構成されている場合
 貨物の該非判定書類型 B
 ・対象貨物が単品の場合
 貨物の該非判定書類型 C

以上

貨物類型 B

複数のメーカーから購入した機器・部品等の輸出の場合の該非判定に有用

輸出貿易管理令に関する該非判定書(貨物)

貨物名	メーカー名	型番
①		
②		
③		
④		

1. 貨物の概要説明

2. 該非判定の対象貨物

輸出令別表第1 対象貨物 通用項番	貨物等省令 品目号	主な規制項目 主な規制値	対象貨物の仕様	該非判定 (自己)
①				
②				
③				
④				

上記以外の項目及び項番について、いずれにも該当いたしません。 *必要であれば付記

3. 該非判定結果
 輸出貿易管理令別表第1の1～15項に 〇と判定します。

作成日	作成者	所属・役職	住所	連絡先	電話	FAX

以上

貨物類型 B 記入例

輸出貿易管理令に関する該非判定書(貨物)

貨物名	メーカー名	型番
① Cs1増速 (ソリッド)	〇〇光学株式会社	特になし 9427 30x30x30mm
② 光電子増倍管	〇〇フォトニクス	H3278-80
③ 倍音処理装置 (鉄高弁別器)	〇〇機械株式会社	Model 700

1. 貨物の概要説明
 放射線(ガンマ線)を測定する機器(システム)を販売・輸出する。放射線測定システムは、各メーカーから購入した、Cs1増速(ソリッド)、ソリッドレーザからの高圧を発生する光電子増倍管及び輸出された倍音を処理する倍音処理装置で構成される。

2. 該非判定の対象貨物
 Cs1増速、光電子増倍管、倍音処理装置

輸出令別表第1 対象貨物 通用項番	貨物等省令 品目号	主な規制項目 主な規制値	対象貨物の仕様	該非判定 (自己)
①	第9条 第九号	光学部品であって、セレン化砒酸若しくは碲化砒酸を用いたもの又は字面用に設計したもの	Cs1増速であり規制内容には該当しない	非該当
	第9条 第十六号	Ti化合物、Ce化合物の材料・部品や「β-線検出器」の増速管を規制	Cs1増速であり規制内容には該当しない	非該当
②	第1条 第五十二号	光電子増倍管であって、光陰極の面積が20平方センチメートルを超えるもののうち、陽極が表面正立型かつ時間が1ナノ秒未満のもの	陰極の面積が14cm ² であるため該当しない	非該当
③	第6条 第二号	磁性体若しくは重層光学効果を利用する倍音処理装置であって、鉄のいずれかに該当するもの(省略)	磁性体若しくは重層光学効果を利用する鉄高弁別器ではない	非該当

上記以外の項目及び項番について、いずれにも該当いたしません。

3. 該非判定結果
 輸出貿易管理令別表第1の1～15項に非該当と判定します。

作成日	2011年・月・日
作成者	阪大 太郎
所属・役職	大阪大学 ・・・ 研究所
住所	・・・ 専攻科 数教
連絡先	電話: FAX:

以上

「貨物の該非判定の手順」説明資料

「該非判定書」の様式

「該非判定書」の記入例

該非判定を行う方法として マトリクス表の使用法の説明資料を教員に提供する

- 経済産業省のExport Controlのホームページにアクセスし、貨物・技術のマトリクス表を使用してリスト規制の該非を判定する方法の説明資料を提供する。

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>



貨物・技術のマトリクス表

- 貨物のマトリクス表(Excel版)
- 技術のマトリクス表(Excel版)
- 貨物・技術の合体マトリクス表(Excel版)

- 貨物のマトリクス表(エクセル形式)
- 1項「武器」から15項「機微品目」まで項番ごとのシートがある。

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目									
1. 核子力	2. 原子力	3. 化学兵器	4. ミサイル	5. 生物兵器	6. 特殊材料	7. 電子部品	8. 電子回路	9. 機器	10. センサー	11. 航法装置	12. 画像処理	13. 画像認識	14. その他	15. 備考	16. その他	17. その他	18. その他	19. その他	20. その他
<p>輸出禁止及び貨物等管理のマトリクス</p> <p>(注)ECCN輸出禁止品目分類番号(Export Control Classification Number)は、アメリカ合衆国の輸出管理規則上のものです。本表では、貨物等管理の中心として、これを適用するECCN品目14桁の番号を記載しているものを参考情報として付記しています。番号の最終桁が内容が異なる貨物の区分番号(Export Control Classification Number)については、それぞれのECCNを参照してください。</p>																			
1項	武器	2項	原子力	3項	化学兵器	3の2項	生物兵器												
4項	ミサイル	5項	特殊材料	6項	電子部品	7項	電子回路	8項	機器	9項	画像処理	10項	画像認識	11項	その他	12項	その他	13項	その他
14項	その他	15項	備考	16項	その他	17項	その他	18項	その他	19項	その他	20項	その他	21項	その他	22項	その他	23項	その他

マトリクス表を使用した該非判定:ステップ1

- 第1ステップ: 輸出する貨物(提供する技術)が、輸出令別表第一(外為令別表)の第1項~15項に掲載された項目か? をチェックする。
 - No→「対象外」
 - Yes → 第2ステップへ

貨物の場合

輸出令別表第一
第1項~15項

貨物等省令及び用語の解釈

輸出令第15項		貨物等省令第14条		解釈	
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味
輸出令第15項	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	貨物等省令第14条	輸出令別表第1の15の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。		
輸出令	無機繊維又は5の項(15)	貨物等省令	第4条第十五号ハ又は二に該当する織	成型品	5の「貨物等省令第4条第二号の成型品」の解

輸出令第1項		貨物等省令		解釈	
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味
輸出令第1項(1)	銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるものを含む。)若しくはこれらの付属品又はこれらの部分品			銃砲	次のいずれかに該当するものを含む。 ライフル銃、カービン銃、リボルバー、ピストル、自動拳銃、自動小銃、空気銃(準空気銃を含む。)、散弾銃又は火縄式銃砲であつて、スポーツ用又は狩猟用のもの
					外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品のうち、船舶又は航空機で使用するよう特に設計したものであつて、関税法第29条に基づき積込み承認を受けたものを除く。

技術の場合は、「輸出令別表第一」の代わりに「外為令別表」を使用。

マトリクス表の検索方法

- 教員へマトリクス表を検索する方法も資料等で提供する。

①「検索」をクリック

②キーワードを入力

③「ブック」を選ぶと1～15項の全シートを一括検索

④「すべて検索」をクリック

ブック	シート	名前	セル	値
matrixfile.xls	2項	原子力	\$D\$665	ロ 全吸収線量がシリコン換算で50,000
matrixfile.xls	2項	原子力	\$E\$694	シリコン換算で50,000グレイを超える放射
matrixfile.xls	2項	原子力	\$F\$694	電離放射線を照射した際に、覆いのないシリ
matrixfile.xls	2項	原子力	\$D\$1352	放射線による影響を防止するように設計した
matrixfile.xls	3項	化学兵器	\$D\$534	ヌ フェロシリコン

5セルが見つかりました

マトリクス表を使用した該非判定: ステップ2

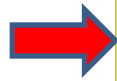
- ステップ1で、一致する項目があれば、教員に貨物等省令の仕様に該当かチェックしてもらう。
 - No → 「非該当」
 - Yes → 「該当」 → 特例のチェックへ

輸出令別表第一
第1項～15項

貨物等省令及び用語の解釈

輸出令第15項		貨物等省令第14条		解釈	
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味
輸出令第15項	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	貨物等省令第14条	輸出令別表第1の15の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。		
輸出令第14項		貨物等省令第13条		解釈	
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味
輸出令第14項(1)	粉末状の金属燃料(アルミニウムの粉を含み、4の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	貨物等省令第13条第1項	輸出令別表第1の14の項(1)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。		
		第一号	粒子が球形で、かつ、その径が60マイクロメートル以下のアルミニウムの粉であつて、アルミニウムの純度が99パーセント以上のものからなるもの		
		第二号	粒子の径が3マイクロメートル以下の鉄(水素で酸化鉄を還元する方法を用いて製造したものに限る。)の粉であつて、鉄の純度が99パーセント以上のものからなるもの		

①ステップ1で、この項目に一致したら、



②教員にチェックしてもらう。

輸出令第1項		貨物等省令		解釈	
項番	項目	項番	項目	用語	用語の意味
輸出令第1項(1)	銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるものを含む。)若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品			銃砲	次のいずれかに該当するものを含む。 イ ライフル銃、カービン銃、リボルバー、ピストル、自動拳銃、自動小銃、空気銃(準空気銃を含む。)、散弾銃又は火

マトリクス表を使用する際の注意事項も説明資料に記載する

- 主な注意事項

- 用語に注意: GPS → 4項(18) アビオニクス装置
→ ハ) 衛星航法システムから電波を受信する装置
ドローン → 13項(4) 無人航空機
- 判定すべき項目の抜け(見落とし)をしないよう注意する。特に、複数個所での規制とチェックの優先順(〇〇の項の中欄に掲げるものを除く)に注意。
 - 例:レーザー発振器は、以下の2箇所で規制されている。
 - 輸出令別表第一の第2項(31) 貨物等省令第1条三十六号
 - 輸出令別表第一の第10項(8) 貨物等省令第9条第十号
 - 部分品・付属品にも注意。
- 最新の法令、マトリクス表を使用すること。

該非判定で「該当」となったら特例(や一般包括許可)をチェック

- 輸出管理担当者は少額特例の適用の可否がわかるようになっていることが望まれる。……>次のスライド参照
- 教員に、「公知の特例」以外の特例について熟知を期待することは一般に難しいです。

貨物の輸出の場合

- 少額特例は適用可能？
↓No
(その他の特例)
↓No
- {一般包括は利用可能？}
↓No
経済産業大臣へ個別許可申請

技術の該非判定をする際は、最初に「公知の特例」の適用可否を判定する手順でも可。

技術の提供の場合

- 公知の特例は適用可能？
↓No
- 基礎科学分野の研究活動は適用可能？
↓No
(その他の特例)
↓No
- {一般包括は利用可能？}
↓No
- 経済産業大臣へ個別許可申請

少額特例

- 少量の試料の提供等で「該当」となった場合、価額が低いことが多いので大学でこの特例の利用の機会はあるが、価額の評価等で違反に注意する必要がある。
- この特例を利用してリスト規制の対象から外れても、キャッチオール規制は免除されず、キャッチオール規制の対象品となるので注意が必要。
 - 貨物の総額が下表に示す金額の範囲内であれば、輸出許可は不要となります。
 - 総額は、船積み回数にかかわらず、リスト規制対象貨物の該当項番ごとの総額です。無償貨物の場合は税関の鑑定価格によります。
 - 懸念国(北朝鮮、イラン及びイラク)向けの輸出には適用できません。
 - ホワイト国向け以外の輸出で、用途及び相手先の確認で「おそれ有り」と確認された(キャッチオール規制に該当)場合や、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた(インフォームされた)場合も適用できません。

貨物区分	少額特例・適用額
①輸出令別表第1の5の項～13の項のうち、下記②以外	100万円以下
②経済産業省告示等第758号で定める貨物。	5万円以下
③輸出令別表第1の15の項	5万円以下
④輸出令別表第1の1の項～4の項、14の項、16の項	適用対象外

経済産業省告示第758号	
一	5の項(14) 第4条第十二号ハ(一)又はニ
二	5の項(18) 第4条第二号又は第十五号ハ若しくはニ
三	7の項(15) 第6条第十六号ロ
四	8の項 第7条第一号ロ
五	9の項(1) 第8条第二号イ(二)
六	9の項(6) 第8条第六号
七	10の項(1) 第9条第一号イ(二)若しくは(六)又はロ(三)
八	10の項(2) 第9条第三号イ、ロ若しくはホ、第四号又は第五号イ
九	10の項(4) 第9条第八号イ(一) 1.(二) 1又は(三)
十	10の項(6) 第9条第九号ハ
十一	10の項(7) 第9条第九号ニ
十二	10の項(9) 第9条第十一号イ、ロ、ヲ又はワ
十三	10の項(9の2) 第9条第十一号のニイ
十四	10の項(11) 第9条第十三号ニ、チ又はル
十五	12の項(1) 第11条第一号ロ
十六	12の項(2) 第11条第四号ロ又は第十号へ若しくはト
十七	12の項(5) 第11条第六号
十八	12の項(6) 第11条第八号
十九	13の項(5) 第12条第十一号

＜大学での少額特例の違反事例＞

海外での研究のため、フレーミングカメラを輸出しようとしたが、持ち帰る貨物であったため、輸出申告額を10万円と記入し、**少額特例を適用**して輸出。実際の貨物購入価格は800万円であるため特例には当たらず、無許可輸出。(経済産業省資料より)

公知の特例

- 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引(特定の者に提供することを目的とする取引を除く。)
- 教員にとって、不特定多数の場合と特例多数の場合の区別が意識されない傾向がある。
(教員は、教員の研究分野の学会で、複数の人が参加する会議であれば、特定多数の会議でも不特定多数が参加可能な会議と思いがち。)
- 不特定多数が参加可能な学会等では、インターネット上に公開された誰でも参加登録(Registration)できるページがある場合が多い。このような具体例を示して周知するのも1つの対処法(次のスライド参照)。

	不特定多数	特定(多数の場合も含む)
公知の技術を提供	○	○
技術を公知とするため	○	× - - -

教育や学会発表で教育・研究活動での技術提供のケース

ケース	提供相手	外為法の特例の規定
大学での講義・実習	特定多数	<ul style="list-style-type: none"> 既に公知のものの発表は公知 未発表の技術等を発表しても「公知」にならない。
オンライン講義 (資格要)	特定多数	
学会発表 (参加者限定)	特定多数	
オンライン講義 (資格不要)	不特定多数	<ul style="list-style-type: none"> 公知のもの及び未発表で公知とするための発表も特例となる。
学会・シンポジウム等での発表 (一般参加自由)	不特定多数	
一般参加自由の学会発表 での質疑・応答	不特定多数向け	<ul style="list-style-type: none"> 公知の特例を適用可能。
	特定者向けの個別の質疑・応答	<ul style="list-style-type: none"> 未発表の技術の提供は公知の特例が適用不可。

公知の特例・・・「不特定多数」が参加可能な国際会議の例

- 不特定多数が参加可能な学会等では、インターネット上に公開された誰でも参加登録(Registration)できるページがある場合が多い。



参加登録のページ Registration

Registration fees are in USD. The AUD pricing is provided as an estimate only.

学会等の非会員でも参加可能

	Member	Non-Member	Single-Day Pass
EARLY			
January 15 - April 10, 2017			
Student Attendee	\$385 (\$515 AU)	\$435 (\$580 AU)	NA
Regular Attendee	\$560 (\$750 AU)	\$685 (\$915 AU)	Member \$350 (\$470 AU) Non-Member \$450 (\$600 AU)
REGULAR			
April 11 - May 31, 2017			
Student Attendee	\$485 (\$650 AU)	\$535 (\$715 AU)	NA
Regular Attendee	\$670 (\$895 AU)	\$785 (\$1050 AU)	Member \$350 (\$470 AU) Non-Member \$450 (\$600 AU)
LATE			
June 1 - On-site			
Student Attendee	\$535 (\$715 AU)	\$585 (\$785 AU)	NA
Regular Attendee	\$760 (\$1015 AU)	\$885 (\$1185 AU)	Member \$350 (\$470 AU) Non-Member \$450 (\$600 AU)

自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの。

- 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、特定の製品の設計又は製造を目的とする場合は、適用は不可。
- 特定の製品の設計又は製造を目的としない研究であっても、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動でない限り、適用は不可。

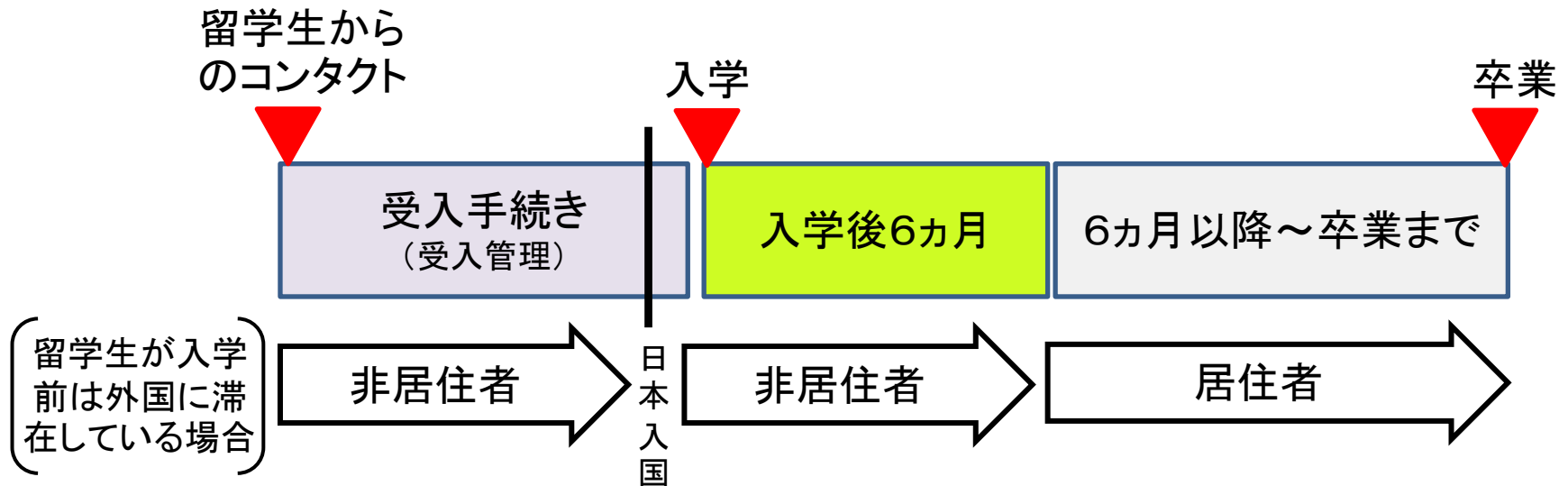
「基礎科学分野の研究活動」の特例の留意点

- 一般に言われる「基礎研究 (Basic research)」より適用範囲が非常に狭い。
 - 機器、化学物質、生物リソース等の設計、製造技術(検査、試験、品質評価技術も含まれる)は「基礎科学分野の研究活動」には相当しない場合が多い。
 - 適用可能分野の例示。
 - 宇宙の生成過程に関する研究
 - 素粒子に関する研究、
 - 代数学や幾何学などの純粋数学の研究、数学理論の研究
- 「基礎科学分野の研究活動」の特例については適用の可否等について慎重に判断する。
(「基礎科学分野の研究活動」の定義にある「自然科学の分野における現象に関する原理の究明」に係わる技術の場合、大多数はリスト規制の「対象外」と思われる。)

5. 留学生、外国人研究者

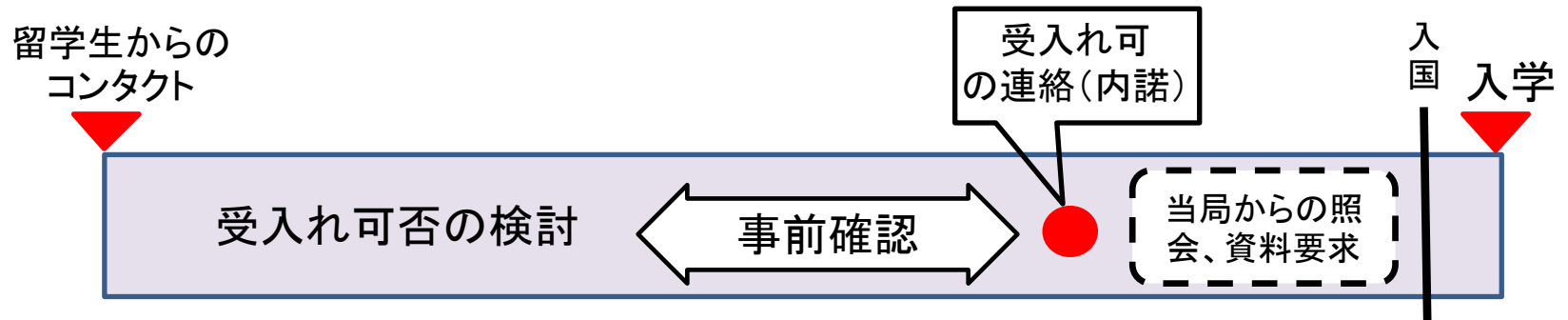
受入では懸念の有無等を慎重、丁寧に判断するが、輸出管理(外為法)は、国籍等で差別することを目的としていない。受入後の法令遵守には、留学生や外国人研究者に輸出管理を説明し、理解を得ることが大切。

- 留学生の受入れから卒業までの典型的な例



- 国内で、非居住者へ規制されている技術を提供するには役務取引許可の取得が必要です。
- 誰でも、規制貨物や規制技術を国外に持ち出すためには、輸出許可／役務取引許可の取得が必要です。外国へ持ち出すことがあらかじめ分かっている国内で技術を提供する場合も含まれます。

留学生の受入管理



- 事前確認は、留学生に受入れ可の連絡(内諾等)を行う前に行うことが重要。
(事情はあるものの受入可の通知後にその取り消しを行い、裁判で敗訴した事例があります。)
- 国費留学生(大使館推薦)、国費留学生(大学推薦)、私費留学等で、大学内の担当部署や手続きが異なる場合があるので、受入管理の実施方法に留意する。
- 受入れ許可を行った後、外務省や入国管理当局等から外為法に関する学内審査の状況(受入を認めた輸出管理上の根拠等)の照会(質問)、資料の提出を求められる場合がある。

大阪大学における留学生・外国人研究者の受入れ審査

受入れる留学生・外国人研究者等

懸念事項に関するチェック

- ①ユーザーリスト掲載企業/組織に所属・関係あり
- ②懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)
- ③国連武器禁輸国(アフガニスタン、リビア等10カ国)
- ④軍関連機関、核兵器等の開発等の関連機関等に所属

YES

NO

研究室のリスク度

高い

低い

事前確認シート・誓約書の提出

教員による自己確認(部局で支援)

大阪大学では2010年から毎年、理工医薬系研究室(2016年度は780研究室)の保有技術の輸出管理上のリスク度を調査し、留学生・外国人研究者の受入れ審査に利用している。

懸念事項に関するチェック

- ① ユーザーリスト掲載企業/組織に所属・関係あり
- ② 懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)
- ③ 国連武器禁輸国(アフガニスタン、リビア等10カ国)
- ④ 軍関連機関、核兵器等の開発等の関連機関等に所属

• 情報収集

- 国籍、居住国、現在の身分等
- 履歴(学歴、職歴、研究業績(分野・テーマ、論文等))
- 指導者／推薦者
- 受入希望のコンタクト経緯・状況
- 本人が希望する研究テーマ、研究計画、将来目標、成果の用途等
- 受入予定の指導教員の見解、予定する教育・研究指導内容

可能な範囲で

• 慎重な判断 (必要により受入予定教員と面談して協議)

- 外国ユーザーリストの場合は「懸念区分」の一致／不一致に留意
- 軍関連機関としては、軍医大学等も含めてチェック

輸出管理(外為法)は、外国人を国籍等で差別することを目的としていない。
このことには十分に注意する。

留学生の中間管理、出口管理

入学

卒業

入学後6カ月

6カ月以降～卒業まで

- 研究室では、留学生が貨物や技術を国外に持ち出す際には輸出管理の手続きが必要な場合があることを理解してもらい、持出し希望の申し出や相談を行える環境が大切です。
- 非居住者に、規制されている技術を授業や研究指導等で提供する際には役務取引許可の取得が必要です。
- 研究テーマや提供技術が変化した場合や、修士→博士などの変化があった場合は、再度の確認を行います。
- 外国ユーザーリストが改正され、留学生の出身組織が新たに当該リストに掲載された場合、そのことを以って直ちに違反にはなりませんが、事前確認等のチェックが再度必要になる場合があります。
- 卒業時には、
 - 帰国等の際に規制技術の持出しがないように留意が必要です。
 - 受入時で承認を行った範囲を超える技術提供等がなかったかを確認し、あった場合は内容の確認が必要な場合もあります。
 - 帰国後の所属先が軍関連や外国ユーザーリスト掲載組織でないか、可能な範囲で確認します。

参考資料

1. 大学の安全保障輸出管理の現況
2. 経産省、文科省からの大学の安全保障輸出管理の要請等の経緯
3. 大学や研究機関での違反事例
4. 地域大学ネットワークの概要

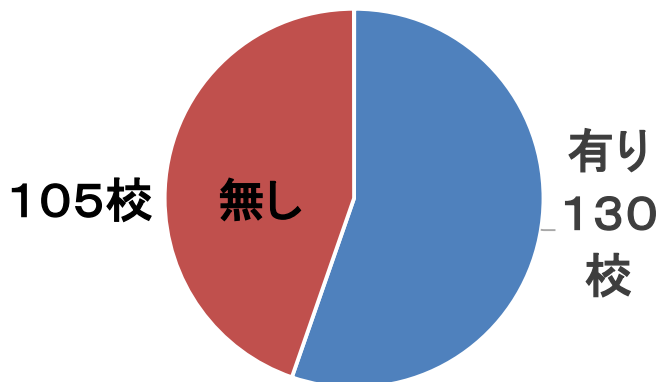
大学の安全保障輸出管理の現況

1. 文部科学省調査(2016年2月)

対象: 国立大学及び医歯薬理工系学部等
を持つ公私立大学(計280校)

回答数: 235校、回収率: 83.9%

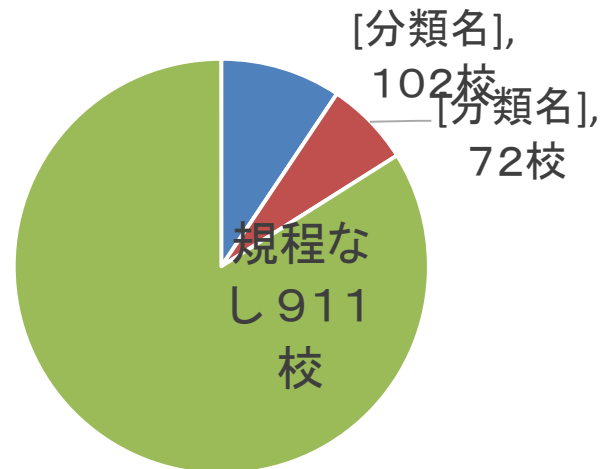
安全保障輸出管理担当部署の有無



2. 文部科学省調査(2015年11月)

対象: 国公立大学(短大含む)、国公立
高等専門学校、大学共同利用機関
計1,085組織.

安全保障輸出管理規程の整備状況



安全保障輸出管理部署と輸出管理規程を整備している大学等は約150(～200)組織と推定される。全体の約12.8%。

経産省、文科省からの大学の安全保障輸出管理の要請等の経緯

2005年の通知→2010年：輸出者等遵守基準の施行→2014年末：文科省国際企画室での取扱い開始

西暦	経産省、文科省から大学への通知等	経産省	文科科学省
2005	大学等における輸出管理の強化について(経産省)		
2006	大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について(文科省) 大学等における輸出管理の強化について(経産省)	2006年から継続的に「大学・研究機関向けの説明会」を多数実施	経産省等からの依頼を受けて通知を発出
2009	大学及び公的研究機関における輸出管理について(文科省) 大学等における輸出管理の強化等について(経産省)		
2010		輸出者等遵守基準の施行	
2014			高等教育局の国際企画室が大学の安全保障輸出管理の取扱いを開始
2015	大学等における安全保障貿易管理のための体制、意識啓発等について(文科省)		「大学における安全保障貿易管理に関するアンケート」調査 「大学等における産学連携等実施状況」調査 CISTEC J.寄稿【No.157, 2015年5月】
2016			「大学における安全保障貿易管理に関するアンケート」調査 CISTEC J.寄稿【No.163, 2016年5月】

大学において安全保障輸出管理の体制を整備し実行することが法的義務となった。

経産省、文科省合同の「大学等向け安全保障貿易管理説明会」

経産省、文科省合同の「大学等向け安全保障貿易管理説明会」

大学等における安全保障貿易管理に関するアンケートについて(2016年11-12月実施)

原因		内容
輸出許可証確認のミス	研究機関A; 輸出許可証の <u>期限切れ</u>	海外機関と共同で航空機に関する技術の研究を行っていたが、当該技術が外為法の対象技術のため、当初は適切に輸出許可を取得。しかし、組織再編に伴い、輸出管理の機能が一時的に低下し、当該取引の管理が十分に管理されず、輸出許可の <u>期限切れに気付かないまま</u> 技術の提供を継続。
	大学B; 輸出許可 <u>条件の不履行</u>	海外での研究のため、赤外線カメラの輸出許可申請を行い、「積み戻し後、報告」の <u>条件付きで許可</u> されていた。しかし、提出 <u>期限を過ぎても報告を怠り</u> 、許可条件違反。
輸出手続き上のミス	研究機関C 及び大学D; <u>出荷確認の不備</u>	研究機関Cは共同研究先である大学Dに対し、該当品は許可が必要であるため、輸出許可を取得してから出荷するように指示をしていたが、 <u>出荷の際の再確認を怠り、大学Dが非該当品と一緒に該当品を誤って梱包</u> したため無許可輸出。
法令適用の判断ミス	大学E; <u>少額特例の利用に当たった</u> のミス	海外での研究のため、フレーミングカメラを輸出しようとしたが、持ち帰る貨物であったため、輸出申告額を10万円と記入し、 <u>少額特例を適用</u> して輸出。実際の貨物購入価格は800万円であるため特例には当たらず、無許可輸出。

経済産業省資料

地域大学ネットワークの概要

近畿地区大学輸出管理担当者ネットワーク

発足: 2016年9月
 参加大学数: 20大学
 主な活動: 輸出管理担当者の勉強・情報交換。
 年2回程度の輸出管理の事例紹介やセミナー
 と勉強会。メール等での情報交換、法令解釈・
 該非判定等の相談などを行う。

かながわ地区大学の輸出管理担当者勉強会 (Kanagawa Export Academia Network : KEA Net.)

発足: 2016年9月
 参加大学数: 7大学
 主な活動: 安全保障輸出管理業務を円滑に
 運用するため各大学の運用課題を協議し、
 実効的な施策を共通標準化する活動。

九州地域大学輸出管理担当者ネットワーキング

発足: 2010年12月
 参加大学数: 約30大学
 主な活動: 年2回の勉強会を行う。勉強会は専
 門家の講演を踏まえたグループディスカッショ
 ン等、参加者が主体的に関わる内容にする。
 またMLを利用して日々の情報交換を行う。

四国地区大学安全保障輸出管理ネットワーク

発足: 2013年9月
 参加大学数: 5大学
 主な活動: 業務の問題点の共有や先進的な
 取り組みについて学習するなど、共同して大
 学における輸出管理の仕組みの構築を検討。

